

第3章 環境分野別施策

Ⅰ 気候変動対策

目指す姿(本施策分野が目指す将来像)

- 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。
- 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の地域のエネルギー供給体制が構築され、エネルギーが自立し、災害にも強い、快適で充実した社会生活が営まれている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。
- 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。

総合的指標(目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標)

指標			

温暖化対策実行計画において
検討中

(基本的な考え方)

温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロを見据え、エネルギー消費量の削減とエネルギーの脱炭素化により、2030 年度までに温室効果ガス排出量を〇%削減する。

省エネルギー対策については、家庭部門では、省エネルギー性能を備えた住宅の普及を推進するとともに、太陽光発電等の多様な再生可能エネルギー設備の導入に向けた支援を行う。また、産業部門では、エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の実施を促進する。さらに、運輸部門では、環境に配慮した自動車使用を促進するとともに、新たなエネルギーインフラとしての社会的価値にも着目した次世代自動車への転換を図る。

再生可能エネルギーの導入促進については、災害時にも対応できる自立・分散型エネルギーの供給体制を構築するとともに、初期費用の軽減や自然環境への配慮に取り組みながら、太陽光、風力、中小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進するほか、木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源の利活用を推進する。

これらの徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入拡大により温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、間伐や伐採跡地への再造林など適切な森林整備による吸収源対策を推進する。

(I) 省エネルギー対策の推進

(エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換)

- ・全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者、地方公共団体等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動に取り組む県民運動を展開する。
- ・省エネルギー性能を備えた住宅の普及を推進する。
- ・家電製品や給湯器などの購入や買替において、高効率な省エネルギー機器の選択を促進する。
- ・家庭における太陽光発電等の多様な再生可能エネルギー設備導入に向けた支援を行う。
- ・家庭のエネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法を情報提供することにより、エネルギー消費量の少ないライフスタイルへの転換を促進する。
- ・不必要的容器包装の削減等のリデュース(廃棄物の発生抑制)やリユース(廃棄物の再利用)をこれまで以上に進め、人や社会、環境に配慮した消費行動による持続可能なライフスタイルへの転換を進める。
- ・児童等が環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かしていくための取組を推進する。
- ・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会と連携して、日常生活における温室効果ガスの排出削減に向けた普及啓発、相談対応・助言、調査・分析に取り組む。

(事業活動における低炭素化の推進)

- ・エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の実施を促進する。
- ・一定規模以上の事業者について、温室効果ガス排出削減に向けたエネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進する。
- ・排出量の削減に意欲的な中小事業者等のエネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を促進する。
- ・排出量の削減に意欲的な事業者の自主的な取組を促進するとともに、ベストプラクティスとして横展開を図る。
- ・低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも廃棄物の3Rの取組を更に推進し、なお残る廃棄物等について、廃棄物処理施設が災害時にも地域のエネルギーセンターとしても機能するよう、市町村や関係事業者等とも連携してエネルギーの効率的な回収を行う施設の普及を図る。
- ・県、市町村など公共部門において、率先して温室効果ガス排出削減のための取組を進める。

(自動車交通における低炭素化の推進)

- ・自動車交通における環境負荷の低減のため、駐停車時におけるアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な低速走行等のエコドライブの普及など、環境に配慮した自動車使用を促進す

る。

- ・自動車の購入において、環境負荷の低減のほか、蓄電・給電機能の活用などエネルギーインフラとしての社会的価値にも着目した次世代自動車への転換を促進する。
- ・道路渋滞や交差点での混雑を解消・緩和するため、道路整備等を推進する。
- ・物流事業者について、物流の効率化に向けた自主的かつ計画的な取組を促進する。

(低炭素なまちづくり)

- ・建築物の高断熱化・省エネルギー化、インフラ施設の省エネルギー化・長寿命化を推進する。
- ・街路等の緑化による環境にやさしいまちづくりを促進する。
- ・都市機能が集積した、持続可能で環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを促進する。
- ・県、沿線等市町村等で構成される利用促進協議会などを通じて、マイレール意識を醸成するなど、モビリティマネジメントの活用により、県民意識の変化を促しながら地域公共交通の利便性の向上や利用拡大を促進する。
- ・事業所への通勤や商業施設等への来客の交通転換に向けた、事業者の自主的かつ計画的な取組を促進する。
- ・自転車レーンの整備や自歩道内の通行区分の明示等により、都市部及びその周辺部における自転車の利用を促進する。

(二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進)

- ・「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用により、フロン類の排出抑制及び適正処理に向けた取組を推進する。
- ・メタン、一酸化二窒素等について、国等の対策と効果をみながら、関係団体等と連携し、発生排出抑制対策を促進する。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

(自立分散型エネルギー供給体制の構築)

- ・災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けて、住宅や事業所等への太陽光発電等の導入を促進するとともに、市町村等の地域のエネルギー供給体制の構築に向けた取組を支援する。

(地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進)

- ・初期費用の軽減や自然環境への配慮に取り組みながら、太陽光、風力、中小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進する。
- ・「岩手県風力発電導入構想」に基づく市町村等との連携による事業化の支援や、地熱の理解促進に向けた取組を実施する。
- ・再生可能エネルギーの適正な導入に向けて、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度

改善等について国に働きかけるなどの取組を推進する。

- ・県民、事業者や団体等を対象にセミナー等を開催し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業の創出、育成に取り組む。
- ・木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源の利活用を促進する。
- ・温泉熱や地中熱¹など多様な未利用エネルギーの利用を促進する。
- ・排出量取引、グリーン電力証書、カーボン・オフセットなど低炭素社会の構築を促す制度等の活用促進を図る。
- ・関連産業への地元企業の参入に向けた支援など再生可能エネルギーによる地域経済への好循環に向けた取組を促進する。

(水素の利活用推進)

- ・本県の地域特性を踏まえた水素利活用モデルの実証導入の推進に取り組む。
- ・水素ステーションや FCV 等の水素関連製品等の普及促進に向けた機運の醸成や意欲ある事業者への支援に取り組む。
- ・水素関連ビジネスの創出・育成に向けた人材育成等の取組を推進する。
- ・水素の理解促進に向けた自治体・事業者向けセミナー等の開催やイベント等を活用した普及啓発に取り組む。

(3) 適切な森林整備等の取組による森林吸収源対策の推進

(適切な森林整備の促進)

- ・森林の持つ多面的機能を高度に發揮できるよう間伐等を適切に実施し健全な森林の育成を促進する。
- ・伐採跡地への再造林を進めるとともに、針広混交林など多様な森林の整備を促進する。

(木材資源の有効利用の促進)

- ・公共施設・公共工事や住宅等への県産木材等の活用を促進する。
- ・木材の利用技術や加工技術の向上により、木材の有効利用を促進する。
- ・林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するなど、未利用木質資源の有効活用を促進する。
- ・森林資源を活用した排出量取引等の普及と事業者の制度参加を促進する。
- ・市町村や事業者等と連携し、一般家庭へのペレットストーブ等の導入促進を図る。

¹ 地中熱：浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーで、地下10～15mの深さになると、年間を通じて温度変化が見られなくなる。夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用した効率的な冷暖房等を行うことができる。（経済産業省 HP「なっく！再生可能エネルギー」）

(4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

- ・ 国の専門機関や地域気候変動適応センターと連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行う。
- ・ 県民、事業者、市町村等を対象に、気候変動適応に関するセミナー等を開催し、理解促進に取り組む。
- ・ 気候変動適応に関する情報の収集、提供等の機能を有する地域気候変動適応センターの設置する。

2 循環型地域社会の形成

目指す姿(本施策分野が目指す将来像)

- 3Rを基調とした事業活動や生活様式への転換が図られ、廃棄物処理に係る環境負荷が低減された循環型地域社会が構築されている。
- 優良な事業者が育成されるとともに、不適正な処理を行う事業者が市場から排除され、廃棄物を適正に処理する社会環境が整っている。

総合的指標(目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標)

指標			

(基本的な考え方)

一般廃棄物は、東日本大震災津波後に一時的に増加したが、その後、3Rが定着し、再び減少傾向となり、直近平成 29(2017)年度の一人1日あたりの排出量は 922 グラムとなっている。リサイクル率は 79 千トンと平成 20(2008)年度の 86 千トンに比べ微減しており、リサイクル率は 18.4%と東北6県では最も高いものの、全国平均(20.2%)を下回っている。そのため、「もったいない」という古くからの知恵に即し、廃棄物等の発生抑制を第一とする3Rを基調とするライフスタイルに転換されるように、県民への3Rの重要性に関する普及啓発、一般廃棄物の処理の有料化を始めとするごみ減量化策等について市町村と連携した取組を推進する必要がある。

産業廃棄物は、震災後減少傾向にあり、平成 29(2017)年度は 2,688 トンとなっている。事業者の廃棄物の適正処理に対する理解と環境に配慮した活動を促進するため、3R の推進に係る普及啓発や支援等を推進する必要がある。

農業では、老朽化した家畜排せつ物処理施設の長寿命化の対応検討の促進や、農業用廃プラスチックの分別徹底と回収を指導していく必要がある。また、漁業では、漁業系廃プラスチックの適正処理や海藻残さやカキ殻等の漁業系廃棄物の適正処理を進める必要がある。

建設分野では、建設廃棄物の発生抑制や現場内での再利用、分別・再資源化に取り組むとともに、下水処理で発生する汚泥の有効活用に向けた取組を継続する必要がある。

人口減少が見込まれる中で、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、処理コストや耐震性等を踏まえ、地域の実情にあった検討を行う必要がある。また、「いわてクリーンセンター」の埋立終了時期が近付いており、次期最終処分場の整備を進める必要がある。

不法投棄などの不適正処理は、監視・指導の強化などにより早期発見、早期解決が図られてきており、引き続き事業者の廃棄物の適正処理を促進する取組を継続する必要がある。

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)の推進

(一般廃棄物)

- ・モノのライフサイクル全体で徹底的な資源循環が図られるよう、適正なリサイクルを進めるために必要な情報や市町村ごとのごみの排出及び処理の実態について、県民等が分かりやすいように情報提供する。
- ・レジ袋有料化を踏まえ、マイバッグを持ち歩きレジ袋を断る(リユース)、物を大切にし修理する(リペア)などを3Rに加えた生活様式についても県民とともに考えながら、ごみの排出量削減にさらに取り組んでいく。
- ・海に流出するプラスチックを削減するため、内陸地域と沿岸地域が一体となって、3Rの推進やごみ等の投棄及び水域への流出の防止を図るなど、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に係る施策を推進する。また、海洋ごみ(プラスチック)の回収・処理を推進する。
- ・市町村に対し、一般廃棄物処理の有料化をはじめとするごみ減量化策や廃棄物処理における熱回収などについて助言や支援を行う。また、県民等への廃棄物等の発生抑制を第一とした3Rの更なる普及啓発により、ゼロエミッション(ごみの排出のない)地域社会を目指し、市町村の持続可能なごみ処理体制の確保に努める。
- ・3Rの推進にあたって、地域特性や今後の少子高齢化の進行などを踏まえ、循環、低炭素、自然共生の統合的アプローチに基づく地域循環共生圏を目指す。
- ・県民、NPO、大学等の研究機関、事業者、行政等の各主体の役割に応じた参加、連携及び協働(いわゆる「产学研官民連携」)のもとで、廃棄物等の発生抑制、リサイクルを推進します。
- ・新たに発生するおそれのある感染症に係る感染性廃棄物等の処理に当たり、一般家庭や関係事業者に対し、適切な排出方法や処理方法などの情報提供や助言を行う。

(産業廃棄物)

- ・モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環を目指し、廃棄物のリデュース・リユースをこれまで以上に進めるとともに、環境配慮設計や持続可能な調達、再生資源の利用拡大等廃棄物減量化に係る普及啓発の充実を図る。
- ・地域の産業構造や廃棄物の排出動向等について分析を行うとともに、電子マニフェストの普及を図り、県内における産業廃棄物処理の最適化や新たな環境ビジネスの創出を支援する。
- ・リデュース・リユースを推進するビジネスモデルを普及するため、資源回収の技術開発や新素材の製造並びに市場形成調査等の取組を支援する。また、県が自ら率先して岩手県再生資源利用認定製品をはじめとするリサイクル製品を利用する他、関係主体と連携しながら、開発された新たなモノやサービスの利用拡大を推進する。
- ・リサイクル事業者をはじめとした各主体に対し、廃棄物処理法、その他の各種リサイクル関係法等に基づく指導や普及啓発を行いながら、適正なリサイクルが促進されるよう支援する。
- ・多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援す

るとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。

- ・家畜排せつ物について、堆肥として作物生産での有効活用を促進する。
- ・農業用廃プラスチックや廃FRP船など、廃棄物の適正処理を推進する。
- ・海藻残さ・カキ殻等の漁業系廃棄物について、堆肥化や土壤改良材等への有効活用を促進する。
- ・公共工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設廃棄物（建設副産物）の再資源化を促進する。
- ・流域下水道で発生する汚泥の建設資材や肥料等への有効利用を推進する。

（海岸漂着物対策）

- ・容器包装に係る分別収集及び3Rの推進や、ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止対策の推進により、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を図る。
- ・海洋プラスチックごみについて、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、使い捨てのプラスチック製容器包装品のリデュース等による経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制等を図る。
- ・海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制に向けて、海岸の環境保全等に関する環境学習やエシカル消費等の消費者教育を推進する。
- ・地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図る。
- ・国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を交換しつつ連携・協力を図る。

（2）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- ・人口減少による平常時の廃棄物の発生量の減少、廃棄物処理や資源循環の担い手の不足等に対応しつつ、地域の実情に応じた廃棄物処理体制について、市町村等に技術的支援を行う。
- ・災害においても安定的に廃棄物処理を行うため、気候変動や災害に強い廃棄物処理施設の整備を促進する。
- ・災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理できる体制を確保するため、市町村の災害廃棄物処理の支援、関係団体との連携体制の構築、職員の研修・訓練などの事前の備えを実施する。
- ・公共関与によって整備した「廃棄物処理センター」を活用し、廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理を一層推進する。
- ・産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備に取り組む。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 不法投棄や不適正処理をなくすため、排出事業者や処理業者に対する監視・指導を徹底するとともに、効率的な監視・指導により早期発見、早期対応を図る。
 - ・ 排出事業者や廃棄物処理業者に対する研究会の開催等により適正処理を推進するとともに、優良事業者を育成する。
 - ・ 優良認定制度の活用や排出事業者の意識改革などにより、良貨が悪貨を駆逐する競争環境の整備に取り組み、循環分野における環境産業全体の健全化及び振興を図る。
 - ・ PCB 廃棄物の期限内の適正処理を進めるため、保管事業者等への監視・指導を徹底する。
 - ・ 家畜排せつ物について、畜産経営者の環境保全意識の啓発を図るとともに、野積み、素掘り等の不適切な管理に対する監視・指導を徹底する。
-

3 生物多様性の保全・自然との共生

目指す姿(本施策分野が目指す将来像)
○ 森や里、川、海等の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共存している。
○ 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外リクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの方々に親しまれ、利用されている。
○ 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。

総合的指標(目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標)
指標

(基本的な考え方)

本県の多様で優れた自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、原生的なものから身近なものまで、それぞれの質に応じて体系的に保全するとともに、県土の秩序ある開発のため、自然環境の保全と開発の適切な調整を図る。

多様な動植物が生息・生育できる環境を確保するため、森・川・海の流域全体の健全な生態系の維持や公益的機能を持つ健全な森林整備、国の環境保全型直接支援対策に対応した取組を進めるほか、大震災後、湾口防波堤などの復旧に伴い、長期的な湾内の漁場環境の変化が予想される沿岸域の水質等のモニタリングや藻場・干潟の保全を推進する。

本県は野生動物が身近に生息しているが、人のあつれきも生じており、野生鳥獣の増加と生息域の拡大による農林業被害や人身被害が発生しているが、狩猟者の高齢化などにより狩猟による個体群調整や有害鳥獣捕獲業務への支障が危惧されていることから、狩猟者の確保と育成を進める。また、農業や漁業への被害拡大や生態系への影響が懸念されている外来動物の駆除を適切に進める。

自然公園や都市公園、森林公園等の整備やエコツーリズムの推進、温泉の保護と適正利用の推進による自然とのふれあいを促進する。また、農地、森林、藻場・干潟などの持つ多面的機能を維持・増進させる取組を推進することにより環境保全機能の向上を図るとともに、陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての海岸保全を図るほか、気候変動等の影響による大規模災害に対応するため、生態系に配慮した災害に強い県土づくりを進める。

(I) 生物多様性の保全

(多様な自然環境の保全)

- ・ 本県の優れた自然環境を有する地域である自然環境保全地域及び優れた自然の風景地である自然公園について、社会的諸条件の変化に対応した適切な区域等の見直しを行うとともに、区域内の開発行為等の規制、監視等により適正な保全管理を推進する。
- ・ 本県の自然環境の自然度に応じた保全の方向性を示した「岩手県自然環境保全指針」等に基づき、県民及び事業者の理解と協力の下、自然環境の保全に配慮した開発行為等を要請する。
- ・ 「岩手県自然環境保全条例」、「岩手県環境影響評価条例」等に基づき、大規模開発と自然保護の適正な調整を図る。
- ・ 希少野生動植物の現状や動向の把握等により生物多様性の保全を推進するほか、地域の環境保全活動を通じた生物多様性の理解促進のための普及啓発に取り組む。

(多様な動植物が生息・生育できる環境の確保)

- ・ 森川海の流域全体の健全な生態系を維持し、県民と自然とが共生できる環境をつくり出すため、流域ごとに策定する流域基本計画に基づき、地域の県民、事業者、民間団体との連携・協動の下、森林、河川等及び海岸等における多様な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成を図る。
- ・ 生物多様性の保全など公益的機能を持つ健全な森林が守られるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進める。
- ・ 生物多様性保全に配慮した環境保全型農業の推進等により、川や海の保全等を図る。
- ・ 河川が有する生物の生息、生育、繁殖環境の保全・創出を図るため、多自然川づくりを推進する。
- ・ 生物多様性の維持と持続的な海面利用を図るため、沿岸域の水質等のモニタリングを継続的に実施する。
- ・ 生物多様性に富み、水生生物の生育の場や、水質浄化等の多面的機能を有する藻場・干潟の保全を図る。

(野生動植物との共生の推進と鳥獣被害増大の抑制)

- ・ 鳥獣保護区等の指定により、野生鳥獣の生息地の適正な保護を図る。
- ・ 野生動植物の実態把握のための調査・研究を推進する。
- ・ 野生動物(ツキノワグマ・シカ・イノシシ等)による人身被害、農林業に係る被害、生活環境被害を防止するため、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数管理、被害防除対策等を総合的に推進する。
- ・ 生息域や農作物被害地域が拡大している野生動物について、人口減少や高齢化を踏まえた生息調査や被害防除対策等の取組を進めていく。

- ・有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成や鳥獣保護管理のためのコーディネーター等の発掘、利用等を図る。
- ・地域の動物病院等と連携した傷病鳥獣救護体制の確保や鳥獣保護に係る普及啓発の充実に取り組む。
- ・野生鳥獣肉に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやすく情報を提供する。
- ・「いわてレッドデータブック」の改訂を進め、絶滅が危惧される野生動植物の状況を明らかにしながら開発行為等において生息・生育環境の保全など自然保護への配慮を要請する。
- ・「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき捕獲・採取規制や流通監視等を行い、指定希少野生動植物の適切な保護を図る。
- ・早池峰地域の高山植物保護のための防鹿柵の設置など、関係機関との連携により、絶滅のおそれのある種やイヌワシなどの地域的に個体数の減少が認められる種の生息・生育地の保全・整備を図る。

(外来生物の駆除)

- ・各種野生動植物の生息・生育調査等をもとに、外来生物リストを作成し、優先すべき防除対象について整理していく。
- ・自然公園等におけるオオハンゴンソウ等の外来生物の防除と拡散の防止に努めるとともに、自然公園保護管理員やグリーンボランティア等による外来生物の監視・随時防除に取り組む。
- ・モデル地区での外来生物の防除作業の実施により、効果的な防除方法に関する情報の収集及び啓発を行い、地域が主体となった防除活動の拡大を進める。
- ・特定外来生物などが地域の生態系や農林水産業等に及ぼす被害とその防除方法について、ホームページやパンフレットなどを活用し広く県民に普及啓発する。

(生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進)

- ・いわてレッドデータブックの改訂により、絶滅が危惧される県内の希少野生動植物に関する生息・生育実態の情報を発信し、保護意識の啓発や保全活動を推進する。
- ・有害鳥獣や外来種の県内における生息・生育実態と、それにより引き起こされている問題について、情報を発信し、生物多様性への理解や保全活動への参加を促す。
- ・県民や事業者の参画により、多様な生物が生息・生育する森・里・川・海の保全と整備を推進する。
- ・ボランティアとの協働による自然保護活動や関係機関、民間団体とのパートナーシップによる自然環境の保全を推進する。
- ・地域団体、狩猟団体、大学、事業者等が連携した鳥獣の保護管理や被害防除対策を促進する。

(2) 自然とのふれあいの促進

(自然とのふれあいの促進)

- ・自然公園保護管理員の配置やグリーンボランティア等との協働により、自然公園内の植生の再生や踏み付けなどで裸地化した植生の回復など生物多様性の保全を図るとともに、パトロールや利用者のマナー啓発指導等を行い、自然環境の適切な保護管理と安全、安心な利用を推進する。
- ・ビズターセンターの情報提供環境の整備を図るとともに、インバウンドに対応した登山道等の案内・誘導標識の多言語化等、国や関係機関と連携して、自然公園における情報発信の充実を図る。
- ・災害により被災した登山道や遊歩道、老朽化したトイレ等の自然公園施設を計画的に整備するとともに、火山性ガスが観測されている栗駒山登山道について、誘導標識の設置やガス濃度の観測等、安全対策を推進する。
- ・貴重な高山植物が多数生育し、三陸ジオパークのジオサイトとなっている早池峰山については、自然環境の変化等の継続的な把握に努めるとともに、関係機関や民間団体、グリーンボランティア等とのパートナーシップの下、日本を代表する環境にやさしい山づくりのための総合的な取組を展開する。

(都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進)

- ・身近な自然とのふれあいを確保するため、都市公園や「県民の森」などの森林公園等を整備し、適切に維持管理するとともに、利用促進を図る。
- ・自然とのふれあいを増進するため、森林学習施設など自然とのふれあいを通した環境学習ができる施設の適切な運営を図る。

(里地里山など身近な自然環境の整備・保全の推進)

- ・身近な森林の環境を保全するため、中山間地域における森林整備を推進する。
- ・身近な森林における地域住民等による森林整備活動を促進する。

(エコツーリズムの推進)

- ・十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの優れた自然環境や、地域の食、歴史、文化を体験するエコツーリズムを推進する。

(三陸ジオパークに関する取組の推進)

- ・地域住民等による地質遺産等に対する環境保全活動が行われるよう、地域住民の理解を醸成するため、シンポジウム等を開催するとともに、三陸ジオパーク推進協議会などの関係機関と連携して、講習会・学習会等の開催を促進する。
- ・地質遺産等や環境保全に関する知識を有する人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協

議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。

- ・分かりやすいジオストーリーの発信や多言語化された案内板・パンフレット等の整備、交流イベントの開催等に取り組む。

(温泉の保護と安全安心な利用の推進)

- ・「温泉法」に基づく許可等の適正な運用や温泉の湧出量、成分等の定期的な調査等により、保養や療養のために利用されている温泉資源の適切な保護と安全、安心な利用を推進する。

(3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

(農地や森林の多面的機能の維持・増進)

- ・市町村や関係団体との連携を図りながら、森林整備を促進するほか、森林ボランティアの活動を促進するなど森林の環境保全機能の向上を図る。
- ・多面的機能を有する農地を保全する地域共同活動を促進する。また、農地・農業用水等の地域資源や森林の持つ環境保全機能について県民理解を深めるための取組を推進する。
- ・生産者をはじめ、若者や女性といった地域住民など多様な主体の参画・連携により、農地や水路等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を促進する。
- ・森林の有する多面的機能を發揮させるため、地域における多様な活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を促進する。

(多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進)

- ・水源かん養等の機能の維持・増進を図るため、複層林化、針広混交林化など多様な森林整備を促進する。
- ・水源のかん養や災害の防止、保健休養¹等の様々な機能を有する保安林の計画的な配備と適切な管理を図る。

(様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進)

- ・水産資源の維持・培養、水質浄化、生物多様性確保など多面的機能を有する藻場・干潟の保全活動を促進する。

(陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての海岸の保全)

- ・侵食等によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれないよう、自然環境の保全にも配慮した海岸保全施設の整備や海岸保全のための取組、海岸の背後にある松林等の保全、住民やNPO等と連携した海岸ごみ・漂着ごみの処理等を推進する。

¹ 保健休養：森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を指す。

- ・「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川、海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援する。

(生態系に配慮した災害に強い県土づくり)

- ・森林の整備や環境に配慮した治山事業により、荒廃した森林の復旧等を図り土砂流出の災害を防ぐなど、自然環境と調和を図りながら災害に強い森林づくりに取り組む。
- ・土砂災害に対する安全度の向上等を図るため、透過型砂防堰堤等の整備に取り組む。

4 環境リスクの管理

目指す姿(本施策分野が目指す将来像)

- 環境基準にかなうとともに安全で安心できるきれいな大気・水、静かな環境の中で、県民生活が営まれている。
- 環境基準にかなうとともに安全で安心できるきれいで豊富な水に囲まれ、その恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。
- 環境基準にかなうとともに安全で安心できる土壤環境のもとで、県民生活が営まれている。
- 化学物質の環境基準が達成されるとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全安心な県民生活が営まれている。
- 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。
- 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。

総合的指標(目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標)

指標			

(基本的な考え方)

本県の良好な大気や水環境を維持・保全するため、事業所への立入検査等により、排出基準の遵守について適切な指導を行う。

地下水質の常時監視により、市街地等の土壤汚染状況の早期発見に努めるとともに、汚染が確認された地域において汚染土壤が適切に措置されるよう監視・指導を行う。

騒音に係る件数は横ばいとなっており、引き続き、市町村と連携しながら、騒音・振動の発生防止に向けた指導、普及啓発を行う。また、化学物質の環境リスク対策を引き続き推進するとともに、大気、公共用水域等の監視・測定体制の強化・充実を図る。

県内の空間線量は、平成 25(2013)年8月以降、全地点において国の除染基準を下回っているが、汚染状況重点調査地域の指定が解除されていないことから、引き続き、放射線による影響等について正しい知識の普及啓発を行う。

大規模な開発事業等の実施による環境の悪化を未然に防止し、良好な環境を保全していくため、環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、国土利用計画岩手県計画等に基づき適正な土地利用を促進する。

(1) 大気環境の保全

- ・「大気汚染防止法」に基づき、大気の汚染状況を把握するため、大気測定局における常時監視を行い、結果を迅速に公表する。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質の濃度測定（モニタリング）を実施する。
- ・光化学オキシダント及び微小粒子状物質の常時監視を行い、濃度上昇に伴う注意報等の発令や注意喚起を適切に実施する。また、その生成原因となる工場・事業場におけるトルエン等の揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物の排出抑制に向けた取組を促進する。
- ・「大気汚染防止法」及び「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づき、工場・事業場に対する立入検査を実施し、窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出基準の遵守や、ばい煙の自主測定の徹底等を指導する。また、環境保全協定の締結等により大気汚染物質の排出量の削減を促進する。
- ・有害大気汚染物質の排出状況を把握するため、工場・事業場における化学物質使用実態調査等を実施するとともに、適正管理を指導する。また、事業者に対して有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制等を啓発し、自主的な取組を促進する。
- ・「大気汚染防止法」に基づき、石綿の除去等を伴う建築物の解体作業について指導を徹底することにより、周辺への石綿粉じんの飛散防止に取り組む。
- ・アイドリングストップ等の啓発活動などにより、自動車排出ガスの排出抑制に取り組む。
- ・「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用によりフロン類の排出抑制及び適正処理を図るとともに、オゾン層保護¹についての普及啓発に取り組む。

(2) 水環境の保全

- ・「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域や地下水の水質監視を実施する。また、環境基準の達成に向けて、汚濁源への対策を総合的に実施する。
- ・水質汚濁や利水の状況などを考慮し、必要に応じて環境基準の類型の見直しや未指定水域への類型指定を行い、公共用水域の水質の維持を図る。
- ・「水質汚濁防止法」及び「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づき、工場・事業場に対し、適正な排水処理施設の設置及び維持管理の徹底により排水基準を遵守するよう、監視・指導を実施する。
- ・「いわて汚水処理ビジョン 2017」に基づき、地域の実情に合わせて、下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽等の汚水処理施設を計画的に整備するとともに、汚水処理施設の役割や必要性等について普及啓発を図る。
- ・浄化槽の維持管理に関する検査を徹底するなど、浄化槽による水質の保全の確保を図る。

(3) 土壤環境及び地盤環境の保全

- ・「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設への指導の徹底により土壤・地下水汚

¹ オゾン層保護：

染の未然防止に努める。また、同法に基づく地下水質常時監視や「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づく有害物質使用事業者による土壤又は地下水の汚染状態の測定等の徹底により土壤・地下水汚染の早期発見に努める。

- ・「土壤汚染対策法」に基づく土壤汚染状況調査により土壤汚染が判明した場合は、区域指定による管理を行い、土地の利用状況等のリスクに応じて、土地の所有者等に対し必要な措置を指導する。また、指定区域から搬出される汚染土壤について、不適正処理による環境汚染が生じないよう、汚染土壤処理業者等への監視・指導を実施する。
- ・地下水の大量利用等による地盤沈下が懸念される場合においては、地下水位等のモニタリングを速やかに実施するよう体制整備を図る。

(4) 騒音・振動・悪臭対策の推進

- ・工場・事業場からの騒音・振動について、引き続き市町村と連携を図りながら、規制基準が遵守されるよう指導する。また、日常生活及び騒音規制区域外で生じる騒音についても、市町村と連携しながら、発生防止に向けた啓発活動を実施する。
- ・自動車等の交通に起因する騒音・振動について、市町村との連携を図りながら実態把握に努めるとともに、関係機関と情報を共有し、環境基準の達成に向けた対策を促進する。
- ・高速自動車道や新幹線鉄道による高速交通騒音について、関係市町村や沿線各県と連携し、周辺環境への影響を把握するとともに、関係事業者等に対し改善を働きかけるなど、騒音の低減に向けた取組を促進する。
- ・いわて花巻空港発着の航空機について、継続して騒音実態調査を実施し、騒音対策が必要な場合は、航空会社に対し低騒音型の航空機の導入や騒音を低減する運航等を働きかけるほか、必要に応じて周辺民家等の防音工事を行うなど、総合的な騒音対策を実施する。
- ・悪臭について、苦情が継続している工場・事業場を有する市町村に対し技術的な支援を行うとともに、人間の臭覚を用いておいての程度を評価する臭気指数による規制方法の導入を促進するなど、悪臭公害の防止を図る。

(5) 化学物質の環境リスク対策の推進

- ・化学物質の環境リスク管理や環境情報の提供・普及のための有力な手法であるPRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度の適切な運用を図る。
- ・講演会やシンポジウムの開催、情報誌やインターネットによる情報提供、リスクコミュニケーション等により化学物質とその環境リスクに係る理解の促進を図るとともに、排出量の削減、より安全な代替物質への転換など、工場・事業場が行う化学物質の自主的な管理の改善を促進する。
- ・未規制物質や有害化学物質による環境汚染状況の実態調査や研究を推進する。
- ・「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等により排出規制の対象となっている有害化学物質については、引き続き関係法令に基づく事業者への規制・指導を徹底する。
- ・「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境調査や事業場等への立入調査を実施し、排

出実態の把握や発生抑制対策の指導等を実施する。

(6) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応

- ・大気常時監視測定局の適正配置、機器の計画的な更新等により、監視体制の維持に努める。
- ・新たに設定された監視項目にも速やかに対応するよう、分析機関における必要な検査・分析機器の整備を図るとともに、測定体制の充実を図る。
- ・監視・測定結果について、県民等が分かりやすいように情報提供を行う。
- ・監視・測定技術の蓄積、水準の確保のため、市町村も含めた人材の育成を図る。
- ・大気環境、水環境等に関する調査・研究の充実を図る。また、県内外の試験研究機関との研究交流を図りながら、必要に応じて産学官の共同研究を推進する。
- ・公害苦情等の適切かつ迅速な解決に向けて、市町村や県における情報の集積・共有化を図る。

(7) 放射性物質による影響の把握等

- ・県内の空間線量率のモニタリングのほか、土壤や海水など環境中に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやすく情報を提供する。
- ・除去土壤の処理について、国の動向を踏まえ、国、市町村等と連携して取り組む。
- ・放射線に関する正確な情報を広く提供し、放射線影響等に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- ・放射性物質汚染廃棄物等の処理に向け、市町村等への技術的支援等を行う。

(8) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進

- ・環境影響評価制度を適切に運用し、大規模な開発事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるようにするとともに、必要に応じて制度の見直しを行う。
- ・環境影響評価に係る環境情報や技術情報を県民、事業者、市町村等に提供する。
- ・「岩手県土地利用基本計画」に基づいて、県土の適正な土地利用を図る。

(9) 北上川清流化対策の推進

- ・旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理を確実に実施し、長期安定的な対策の確立に努めるなど、北上川の清流化を推進する。
- ・北上川清流化の取組を広く県民へ周知し、NPO等による旧松尾鉱山跡地での植樹活動等の支援を行う。

5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

目指す姿(本施策分野が目指す将来像)

- 多くの県民が環境問題について理解を深め、自らの問題としてとらえ、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。
- 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。

総合的指標(目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標)

指標			

(基本的な考え方)

平成 29(2017)年3月に告示された小・中学校の新学習指導要領では、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられている。学校における環境学習は、教育活動の全体を通じて、児童生徒等の発達の段階に応じて実施するとともに、各教科間の関連に配慮しながら進める必要がある。

本県では地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査等の環境学習が行われているほか、環境学習の拠点施設である環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにより環境学習の機会が提供されている。平成 30(2018)年6月に変更された「環境教育等促進法」に基づく基本方針では、今後の学びの方向性として体験活動の意義等の捉え直しや体験の機会の場制度の活用が示されており、本県の優れた自然を活用した体験学習を一層推進する必要がある。また、環境保全活動の担い手の高齢化や、次代の取組を担う人材の確保等が課題となっていることから、関係機関と連携して環境人材の育成に取り組む。

県民の環境に配慮した行動に対する意識は高く、省エネ行動を実施している県民の割合は高水準を維持していることから、引き続き、市町村等と連携・協力しながら、県民参加型の取組を進める。また、地球規模で汚染が懸念される海洋ごみ等について企業の関心が高まっていることから、環境保全活動等の取組を協働で推進し、企業の環境に配慮した行動・協働を促進する。

県として環境に配慮した物品の購入や、二酸化炭素排出の少ない次世代自動車の導入を積極的に進めるとともに、県民、NPO、大学等の研究機関、民間団体及び市町村等と相互に連携・協力して地域における環境保全活動を促進するとともに、環境情報の整備と提供・広報の充実を図る。

(1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進

(学校における環境学習の推進)

- ・ 環境学習のための副読本や手引き書等を作成、配布し、学校における環境学習の充実を図る。
- ・ 児童等が環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かしていくための取組を推進する。
- ・ 総合的な学習の時間、社会、理科、家庭、技術等のカリキュラムに環境学習を位置づけるとともに、講師として地域住民、専門家等の外部の人材の積極的な活用を促進する。
- ・ 岩手大学、岩手県立大学等の関係機関と連携を図りながら、発達段階に応じた環境学習を推進する。

(多様で身近な環境学習機会の提供、支援)

- ・ 発達の段階に応じて、子どもたちが環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域社会や学校が実施するエコ活動や自然観察会、水生生物調査、星空観察会等の体験的な環境学習を支援する。
- ・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組む。
- ・ 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組む。
- ・ 環境アドバイザー及び地球温暖化防止活動推進員の派遣により、地域での環境学習等を支援する。
- ・ 環境学習応援隊の登録や体験の機会の場の認定に係る周知等により、体験活動による環境学習を推進する。
- ・ 環境フォーラムの開催やポスター・作文コンクール等による普及啓発活動を推進する。
- ・ 環境学習の拠点施設である環境学習交流センターにおいて、環境学習の支援や、環境保全活動の支援を実施する。

(環境人材の育成)

- ・ 環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員など、地域において地球温暖化対策等の環境問題の解決に取り組む人材の育成を図る。
- ・ 地質遺産等や環境保全に関する知識を有する人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。
- ・ 岩手大学、岩手県立大学等との連携により、環境人材の育成を図る。

(2) 環境に配慮した行動・協働の推進

(環境に配慮した県民の行動・協働の推進)

- ・ 県民のライフスタイルや事業活動が、より省資源、省エネルギー、3Rや再生可能エネルギーの利用、環境にやさしい製品の購入等の環境に配慮した行動に変革するよう取組を推進する。
- ・ 持続可能な社会の実現に向けて県民の行動が変革するよう、東北地方環境パートナーシップオフィスや、東北地方 ESD 活動支援センター等と連携して、ESD を推進する。
- ・ 住民、NPO、大学等の研究機関、事業者、行政の積極的な協力による、農地・農業用水等の地域資源を保全する取組や森林整備、道路や河川・海岸の環境美化活動、海洋ごみの回収・処理、自然環境保全活動等を促進する。

(環境に配慮した企業の行動・協働の推進)

- ・ 環境マネジメントシステムや環境報告、環境会計の活用など、事業活動と環境保全との関係を明らかにする取組を促進する。
- ・ 環境負荷の低減を図るため、従来の規制的手法に加え、工場・事業場が地域住民に環境情報を発信し相互理解を図る「環境コミュニケーション」を関係機関と協働して推進する。
- ・ 気候変動や海洋ごみ等の環境問題に関心をもつ企業と協働して、環境保全活動の取組を推進する。

(環境に配慮した県の率先実行)

- ・ 県の新しい「地球温暖化対策率先実行計画」に基づき岩手県エコマネジメントシステムを実施し、一事業者として、環境負荷の低減に率先して取り組む。
- ・ 岩手県グリーン購入基本方針に基づく環境に配慮した物品の購入を推進する。
- ・ 次世代自動車等の環境対応車の県公用車への導入や太陽光発電、風力発電及び木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に率先して取り組む。

(県民等の参加による環境保全取組の推進)

- ・ 全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者、地方公共団体等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動に取り組む県民運動を展開する。【再掲】
- ・ 多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。
- ・ 流域圏の関係主体が一体となった海岸漂着物等となり得る廃棄物の発生抑制や海洋ごみの円滑な処理などの取組を推進する。
- ・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組を推進する。

(環境広報及び情報提供の推進)

- ・ 環境報告や環境広報誌の発行、フォーラム等のイベントの開催、インターネットや県・市町村広報等を通じ、環境に関する広報活動を推進する。
- ・ 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動センター等により環境情報を収集するとともに、定期的に提供する。

第4章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進

2 計画の進行管理

3 指標の設定

施策推進指標一覧

施策の実施状況を示す指標(施策推進指標)を設定し、計画の進捗管理を行う。

分野	指標名	現状値	目標値	備考